

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	児童手当に関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中津市は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分県中津市長

公表日

令和5年5月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	児童手当法(昭和46年法律第73号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を児童手当の支給に関する事務において取り扱う。 ①認定請求及び各種届出の受理、情報照会、審査並びに応答 ②受給者情報の管理 ③手当の支給の管理
③システムの名称	1 児童手当システム 2 統合宛名システム 3 中間サーバー 4 サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
1 受給者ファイル 2 児童ファイル 3 支払ファイル 4 所得ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 番号法第9条第1項及び別表第一の56、101の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第44条、74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 (情報提供の根拠) ・番号法別表第二の26、30及び87、106の項 ・行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)第19条及び第44条、第53条 (情報照会の根拠) ・番号法別表第二の74及び75、121の項 ・別表第二省令第40条及び第40条の2、第59条の4
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒871-8501 大分県中津市豊田町14番地3 中津市総務部総務課 TEL 0979-62-9871
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒871-8501 大分県中津市豊田町14番地3 中津市健康福祉部子育て支援課 TEL 0979-22-1141

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
7. 特定個人情報の保管・消去				
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 監査				
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発				
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年10月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	子育て支援課長 為末 奈津美	子育て支援課長 栗山 昌也	事後	所属長の移動に伴い修正
平成30年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	子育て支援課長 栗山 昌也	子育て支援課長 上家 しのぶ	事後	所属長の移動に伴い修正
平成30年4月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成27年7月1日	平成30年4月1日	事後	しきい値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
平成30年4月1日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年7月1日	平成30年4月1日	事後	しきい値判断の見直し(取扱者数算出時点の更新)
平成31年4月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	しきい値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
平成31年4月1日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	しきい値判断の見直し(取扱者数算出時点の更新)
平成31年4月1日	様式	なし	新様式に変更	事後	様式変更
平成31年4月1日	IV リスク対策 1.提出する特定個人情報保護評価書の種類	なし	基礎項目評価書	事後	様式変更に伴い追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	なし	十分である	事後	様式変更に伴い追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 3.特定個人情報の使用	なし	十分である 十分である	事後	様式変更に伴い追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託	なし	委託しない	事後	様式変更に伴い追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 5.特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	なし	提供・移転しない	事後	様式変更に伴い追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続	なし	十分である 十分である	事後	様式変更に伴い追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 7.特定個人情報の保管・消去	なし	十分である	事後	様式変更に伴い追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 8.監査	なし	自己点検	事後	様式変更に伴い追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 9.従業者に対する教育・啓発	なし	十分に行っている	事後	様式変更に伴い追加
令和2年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	子育て支援課長 上家 しのぶ	子育て支援課長	事後	所属長氏名の記載廃止に伴い修正
令和2年4月1日	I 関連情報 4.情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 (情報提供の根拠) ・番号法別表第二の26、30及び87の項 ・行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)第19条及び第44条 (情報照会の根拠) ・番号法別表第二の74及び75の項 ・別表第二省令第40条	番号法第19条第7号 (情報提供の根拠) ・番号法別表第二の26、30及び87の項 ・行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)第19条及び第44条 (情報照会の根拠) ・番号法別表第二の74及び75の項 ・別表第二省令第40条及び第40条の2	事後	法令上の根拠規定の記載内容追加に伴い修正
令和2年4月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	しきい値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
令和2年4月1日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	しきい値判断の見直し(取扱者数算出時点の更新)
令和2年9月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	規則第15条等の規定による再評価の実施
令和2年9月1日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	規則第15条等の規定による再評価の実施
令和3年9月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	法改正に伴う引用条項の修正
令和3年9月1日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	0979-22-1111	0979-62-9871	事後	直通回線開設に伴い修正
令和3年9月1日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	0979-22-1111	0979-22-1141	事後	直通回線開設に伴い修正
令和3年9月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和2年9月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	しきい値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
令和3年9月1日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年9月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	しきい値判断の見直し(取扱者数算出時点の更新)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年5月13日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	しきい値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
令和4年5月13日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	しきい値判断の見直し(取扱者数算出時点の更新)
令和5年5月22日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 2 事務の概要	①認定請求及び各種届出の受理、審査並びに応答 ②受給者情報の管理 ③手当の支給の管理	①認定請求及び各種届出の受理、情報照会、審査並びに応答 ②受給者情報の管理 ③手当の支給の管理	事後	再評価に伴い、修正
令和5年5月22日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 児童手当システム 2 統合宛名システム 3 中間サーバー	1 児童手当システム 2 統合宛名システム 3 中間サーバー 4 サービス検索・電子申請機能	事後	マイナポータルびったりサービスによる電子申請実施に伴い、修正
令和5年5月22日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	1 番号法第9条第1項及び別表第一の56の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第44条、	1 番号法第9条第1項及び別表第一の56、101の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第44条、74条	事後	公金受取口座運用開始に伴い、修正
令和5年5月22日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 (情報提供の根拠) ・番号法別表第二の26、30及び87の項 ・行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)第19条及び第44条 (情報照会の根拠) ・番号法別表第二の74及び75の項、第59条の4 ・別表第二省令第40条及び第40条の2	番号法第19条第8号 (情報提供の根拠) ・番号法別表第二の26、30及び87.106の項 ・行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)第19条及び第44条、第53条 (情報照会の根拠) ・番号法別表第二の74及び75、121の項 ・別表第二省令第40条及び第40条の2、第59条の4	事後	公金受取口座運用開始に伴い、修正
令和5年5月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉部子育て支援課	健康福祉部子育て支援課	事後	組織改編に伴い、修正
令和5年5月22日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	中津市福祉部子育て支援課	中津市健康福祉部子育て支援課	事後	組織改編に伴い、修正
令和5年5月22日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	しきい値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
令和5年5月22日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	しきい値判断の見直し(取扱者数算出時点の更新)